

下記のとおり一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年2月20日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県沼津財務事務所長 佐野 博之

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

沼財入第3号

(2) 件名

令和6年度沼津財務事務所宅配便運送業務単価契約

(3) 業務場所

静岡県沼津市高島本町1番地の3

(4) 業務概要

入札説明書による。

(5) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の一般業務の委託に係る競争入札参加資格（営業種目80運送）を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格（営業種目80運送）を認められた者であること。

(3) 入札参加申込書を指定した期限までに提出した者であること。

(4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等の利用をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び担当部局

(1) 配布期間

公告の日から令和6年3月7日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

〒410-8520 静岡県沼津市高島本町1番地の3 静岡県沼津財務事務所 総務課
電話番号 055-920-2012

(3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

5 入札参加申込書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加申込書を令和6年3月8日（金）午後5時までに入札説明書の配布場所に提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年3月19日（火）午前10時30分

(2) 入札執行場所

静岡県沼津市高島本町1番地の3
静岡県東部総合庁舎 別館5階第6会議室

(3) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定については、入札参加資格及び入札説明書に示した要件を満たしていると県が認めた者であり、かつ、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) この入札の執行は、当該調達に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。なお、契約締結日は令和6年4月1日とする。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 落札者は、本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (5) 照会窓口は、静岡県沼津財務事務所総務課（電話番号 055-920-2012）とする。